

仕 様 書

1. 業務名

令和7年度 玉野市シティプロモーション事業「たまののじかん」広告配信業務

2. 業務の目的

玉野市（以下「本市」という。）のシティプロモーション戦略に掲げる基本目標①「認知度の向上（行ってみたいまち・関わりたいまち）」の達成のため、瀬戸内エリアの現代アートや旅行に興味がある層に対し、本市の優位性（近隣自治体や瀬戸内海の島々へのアクセスの利便性を含む）や、滞在しやすさといった、本市の市域内に限定しない広域的な瀬戸内エリアとしての魅力や特色を「たまののじかん」としてアピールする広告配信により、本市の認知度向上および来訪者の増加に繋げることを目的とする。

3. メインターゲット

メインターゲットは中国地方および大都市圏に在住の20～30代の若者で、本市を認知していない又は認知していてもその解像度が低い者とする。

4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※令和8年3月31日までに、本市から受託者へ委託料の支払いが完了できるスケジュールとする。（概ね令和8年3月10日までに業務報告及び請求書を提出。）

5. 業務内容

2. 業務の目的を達成するため、次の業務について企画提案を行うこと。

(1) 広告配信

・広告素材を用いて、3.に掲げるメインターゲットにアプローチできる広告配信を4. 委託期間中に行うこと。

・使用する広告素材は、本市から提供する以下12本の動画を活用すること。

◆『TAMANO Calling ～玉野があなたを呼んでいる～』岡山県玉野市PR動画

（15秒）<https://www.youtube.com/watch?v=i8SitR4ehLY>

（60秒）<https://www.youtube.com/watch?v=YS2W4rs9rYU>

（120秒）<https://www.youtube.com/watch?v=Z2tA8CI3qXQ>

（240秒）<https://www.youtube.com/watch?v=upisu2q0IhE>

◆『自転車の街 たまのPR動画』

30秒／ダイジェスト版 <https://www.youtube.com/watch?v=e9EkLDdJTH8>

3分／完全版 <https://www.youtube.com/watch?v=NQ6N1gvznXs>

10 分／メイキング版 <https://www.youtube.com/watch?v=cvBrjmg81s>

◆『せとうち時間～玉野市ワーケーション～』

15 秒 <https://www.youtube.com/watch?v=X8dgJJvrPi8>

60 秒／SHORT ver <https://www.youtube.com/watch?v=515-gmKSVtk>

3 分／FULL ver <https://www.youtube.com/watch?v=BeMGBSFxPOs>

◆『San-Sun（さんさん）移住 PR 動画』

180 秒 https://www.youtube.com/watch?v=sc3meJ_fupU

35 秒(リール動画用)

<https://www.instagram.com/reel/DBPqeto0ikk/?igsh=MXhnNnJkMmJ0dzZsZw==>

そのほか、受託者における新規作成の提案も認める（なお、広告素材の新規作成に必要な経費は全て受託者の費用負担とする。）。

- ・使用する広告素材の内容は、近隣自治体や瀬戸内海の島々へのアクセスの利便性など、瀬戸内エリアへの玄関口としての本市の優位性をアピールするものを中心とすること。
- ・広告の配信媒体には、SNS を含むインターネット媒体を必ず用いることとし、業務目的達成のために効果的な配信提案を行うこと。
- ・最終的な広告配信の時期、媒体等の詳細は、本市と受託者が別途協議した上で決定する。

(2) 広告配信の効果測定・成果報告

- ・広告配信に先立ち、適切な目標設定（imp 数、click 数など）を行うこと。
- ・実施した広告毎に、設定した目標を含め定期的なデータ収集・分析を行い、1 ヶ月に 1 回程度報告すること。また、その結果を踏まえ、十分な広告効果が発揮されていないと考えられる場合には、広告媒体の見直し等を提案すること。

(3) 自由提案

業務の目的を達成するために、また、次年度以降も本業務を継続あるいは発展させていくために有益と考えられる独自の提案がある場合には、企画提案を可能とする。ただし、実施に要する経費は事業費に含むものとする。

なお、提案する場合には、提案理由や内容、手段等を具体的に示すこと。

6. 成果品

(1) 提出物

- ① 実績報告書（PDF データ）

- ② 広告素材を新たに作成した場合はそのデータ（MP4 データ）
 - ③ 作成に当たり使用した写真や画像、イラスト等のデータ
 - ④ その他 PR コンテンツデータ（自由提案で制作した場合）
- ②～④のデータについては、DVD ディスクで納品すること。また、広告配信の分析や成果等のデータも添付すること。

(2) 提出場所

玉野市総合政策部秘書広報課 シティプロモーション推進室

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 28 日（金）

7. 成果品の著作権等

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の成果品は、映像・画像・音楽等の著作権等の一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

8. 留意事項

- (1) 事業実施に当たっての重要事項は、本市と協議の上で最終決定する。
- (2) 受注者は、本市担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、打合せ内容の議事録を作成し、本市へ進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (4) 本市及び本市が認めた第三者が本市への観光等を広く PR することを目的に、成果物を二次使用する場合がある。
- (5) 受注者の契約不適合責任期間は契約満了日から 1 年とし、成果品に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (6) 本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。